

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>臨時的職員</u></p> <p>(3) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務をしている職員</u></p> <p>(5) <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>(6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p> <p><u>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</u></p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は<u>第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)</u>が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその</p>	<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務をしている職員</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間を考慮して条例で定める期間)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間を考慮して条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</u></p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は<u>第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその</p>

他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

第4条 省略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第6条～第8条 省略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務をしている職員

(5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することと

他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

第4条 省略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

第6条～第8条 省略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務をしている職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することと

なったこと。

(2)～(3) 省略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第 12 条第 3 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 省略

第 11 条 省略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第 12 条 育児休業法第 12 条において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

第 13 条～第 15 条 省略

(部分休業をすることができない職員)

第 16 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養

なったこと。

(2)～(3) 省略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第 12 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 省略

第 11 条 省略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第 12 条 育児休業法第 12 条において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

第 13 条～第 15 条 省略

(部分休業をすることができない職員)

第 16 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

育することができる場合における当該職員
以下省略

以下省略